

## 2 特定健診について

### (1) 特定健診の対象者

Q4 特定健診の対象者とは。

A4 特定健診は、実施年度中に 40～75 歳(※)の誕生日を迎える組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が対象です。

なお、妊産婦、刑務所服役中、海外在住者、長期入院者等は、対象者から除かれます。

ただし、組合員の方は、事業主が実施する定期健康診断等(労働安全衛生法又は学校保健法に基づく健康診断[以下、「事業主健診」という。])の検査項目に特定健診の項目が含まれていることから、別途特定健診を受ける必要はありません。

※ 75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

Q5 被扶養者及び任意継続組合員はどのように特定健診を受けるのか。

A5 当共済組合から送付(7月頃を予定)する受診券により、受診していただくこととなります。受診可能な医療機関一覧等は、受診券に併せて送付します。

医療機関で受診を希望される場合は、受診を希望する医療機関に予約を行い、受診券記載の有効期限内に、受診券と被扶養者証を持参して受診してください。

市町の集団検診等での受診を希望される場合は、市町によって申込方法や実施時期が異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

なお、市町の集団検診等は、お住まいの市町以外での受診はできません。

※ 市町の集団検診では、特定健診に併せて、各種がん検診等を受診できる市町もありますので、ご希望される場合は、お住まいの市町にお問い合わせください。

Q6 被扶養者及び任意継続組合員が特定健診や特定保健指導を受ける際、自己負担があるのか。

A6 令和3年度も無料で受診できます。

特定健康診査等実施計画(平成 25 年7月改定)において当共済組合では、当分の間、自己負担は徴収しないこととしています。

Q7 公立学校共済組合に年度途中に加入、脱退した場合はどうなるのか。

A7 年度途中に加入された場合

組合員の方は、事業主健診で受診していただくこととなります。

被扶養者の方で、それ以前に加入していた医療保険者で特定健診を受診していない場合で、特定健診の受診を希望される方は、特定健診を受診することができます。希望がある場合は、広島支部までご連絡ください。

脱退した場合

脱退した日以降は特定健診を受診することはできません。特定健診の受診を希望される場合は、新たに加入された医療保険者にお問い合わせください。

Q8 人間ドックを受診したが、特定健診を受診する必要があるのか。  
また、かかりつけ医で3か月以内に検査を行ったが特定健診を受診する必要があるのか。

A8 特定健診対象者が、特定健診に相当する検査を受診し、その結果を本人から当共済組合に提出していただける場合は、特定健診の受診の必要はありません。

被扶養者及び任意継続組合員の方で、特定健診以外で同等の健診を受けられている場合は、広島支部へ健診結果の提出をお願いします。

なお、当共済組合が実施する人間ドックを受診された方については、健診機関から直接当共済組合に提出されることとしているため、組合員から結果を提出していただく必要はありません。

【根拠規定】高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(特定健康診査)

第20条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

## (2) 特定健診の健診項目

Q9 空腹時血糖検査を実施する場合、「空腹時」とは、食後何時間をいうのか。やむを得ず随時血糖検査を実施する場合、食後何時間をいうのか。

A9 食後10時間以上をいいます。

血糖検査については、空腹時に測定することが望ましく、基本的には空腹時血糖を用いることとされています。食事を摂取してきてしまった場合には、HbA1cでも代替可とされています。HbA1cの測定が困難な場合には、血糖値を測定することになります。

なお、やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖により血糖検査を行うことになります。

Q10 中性脂肪は、空腹時に測定しなければ正確な検査ができないと考えるが、食事を摂取してきた場合はどうすればよいのか。

A10 中性脂肪については、空腹時に測定することが望ましいとされていますが、食事を摂取してきてしまった場合でも同じ基準値で判定することになります。

Q11 着衣の上から腹囲を測定してもよいか。また、健診機関以外の者が腹囲を測定してもよいか。

A11 適正な特定保健指導を行うためには、腹囲を正確に測定することが必要であることから、現段階では、地方公共団体が実施する事業主健診については着衣の上からの測定は認められていません。

また、健診機関以外の者が腹囲を測定することについては、実施基準により自ら腹囲を測定できる者が「BMIが22未満である者」に限定されていることから、認められません。